

生食発 0501 第 9 号  
令和 2 年 5 月 1 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

「フグの衛生確保について」の一部改正について

フグの取扱いについては、「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知）（以下「局長通知」という。）及び「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知）により取り扱っているところです。

今般、局長通知別表3を別紙の通り改正しましたので、その取扱いについて遺漏のないよう配意いただくとともに、関係者への周知方よろしくをお願いします。